

たかつかさ児童館評価結果

I. リーダーシップと意思決定

1 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている		
1	事業所が目指していること（理念、基本方針）を明確化・周知している	
	1. 事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）を明示している	○
	2. 事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）について、職員の理解が深まるような取り組みを行っている	○
	3. 事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取り組みを行っている	○
2	経営層（運営管理者含む）は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている	
	1. 経営層は、自らの役割と責任を職員に伝えている	○
	2. 経営層は、自らの役割と責任に基づいて行動している	○
<p>【講評】 職員、利用者に理念の周知を行って法人が目指す姿を伝え、職員の意識向上を図っています。</p> <p>① 「社会福祉法人京都保育センター 法人大綱」（以下、法人大綱と略します。）が示されており、これを基本として法人の運営及び所管児童館の基本方針や事業計画などの重要事項を決めています。</p> <p>② 法人大綱の策定には所管施設の全職員が関わっており、施設の運営や職員が働く上での基盤となっています。法人としては、今後、形骸化しないようにいっそうの職員への浸透を図ることが課題であると考えています。</p> <p>③ 法人大綱は所管の各施設の出入り口に掲示したり、しおりに表示したりする方法で利用者に示しています。また、毎年実施する法人全体研修では「子どもの人権」について映像を見て学ぶなど、大綱に関わるテーマを取り上げて職員の意識を高める取り組みを行っています。</p>		

II. 経営における社会的責任

1 社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる		
1 社会人・福祉サービスに従事する者として守るべき法・規範・倫理などを周知している		
1. 福祉サービスに従事する者として、守るべき法・規範・倫理（個人の尊厳）などを明示している		○
2. 全職員に対して、守るべき法・規範・倫理（個人の尊厳）などの理解が深まるように取り組んでいる		○
3. 事業所のコンプライアンスや社会的責任を明確にして、職員保護や法令遵守に対する取り組みをおこなっている		○
2 第三者による評価の結果公表、情報開示などにより、地域社会に対し、透明性の高い組織となっている		
1. 第三者による評価の結果公表、情報開示など外部の導入を図り、開かれた組織となるように取り組んでいる		○
2. 透明性を高めるために、地域の人の目にふれやすい方法（事業者便り・会報など）で地域社会に事業所に関する情報を開示している		○
2 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている		
1 事業所の機能や福祉の専門性を生かした取り組みがある		
1. 事業所の機能や専門性は、利用者に支障のない範囲で地域の人に還元している（施設・備品等の開放、個別相談など）		○
2. 地域の人や関係機関を対象に、事業所の機能や専門性を生かした企画・啓発活動（研修会の開催、講師派遣など）を行っている		○
2 ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している		
1. ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明示している		○
2. ボランティアの受け入れ体制を整備している（担当者の配置、手引き書の作成など）		○
3. 利用者や地域住民を対象としてボランティア育成をおこなっている		○
3 地域の関係機関との連携を図っている		
1. 地域の関係機関のネットワーク（連絡会など）に参画している		○
2. 地域ネットワーク内での共通課題について、協働して取り組めるような体制を整えている		○
3. 小学校等利用者が関係する機関との連携を図っている		○
【講評】		
地域への情報発信や関係施設との連携など、施設の社会的責任を果たす努力をしています		
① 法人大綱には憲法、児童福祉法等の法令、子どもの権利条約などに則って職務を遂行することが表明されています。		
② 各所管児童館は順次第三者評価を受審し、その結果をホームページに公表することになっています。また、法人新聞を発行し、全職員、各種団体、民生児童委員などに配布し、法人や各施設の運営状況を開示しています。		
③ 各児童館が、地域子育て支援ステーション事業の基幹ステーションとなっており、保育所、民生児童委員等の乳幼児子育て家庭の支援施設、団体と連携して会議や事業を行っています。また、児童館ごとに小学校、PTA、少年補導委員等の地域の子ども関係施設・団体との独自の連携を深めています。		

Ⅲ. 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用

1 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している		
1	利用者一人ひとりの意向（意見・要望・苦情）を多様な方法で把握し、迅速に対応している（苦情解決制度を含む）	
	1. 苦情解決制度を利用できることや事業者以外の相談先を遠慮なく利用できることを、利用者に伝えている	○
	2. 利用者一人ひとりの意見・要望・苦情に対する解決に取り組んでいる	○
2	利用者意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる	
	1. 利用者アンケートなど、事業所側からの働きかけにより利用者の意向を把握することに取り組んでいる	○
	2. 利用者の意向をサービス向上につなげることに取り組んでいる	○
3	地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している	
	1. 地域の福祉ニーズの収集（地域での聞き取り、地域懇談会など）に取り組んでいる	○
	2. 福祉事業全体の動向（行政や業界などの動き）の収集に取り組んでいる	○
<p>【講評】 利用者の要望や苦情などに応えるための法人の一貫した取り組みがあります</p> <p>① 法人としての苦情対応方針を示し、これに基づいて苦情の解決を図っています。児童館への苦情は館長会で話し合い、再発防止策などを確認します。原則として全ての苦情が理事長に報告されますが、4館長のみでは解決が困難な事項は理事長対応となります。</p> <p>② 利用者の意見や要望は、各館でアンケートの実施や意見箱の設置などを行って収集しています。保護者からの意見や要望ばかりでなく、特に子どもたちからの意見を重視しています。子どもたちに意見箱が活用されるように、子どもたちが投函を楽しみにするようなユーモアのある回答を行って、投函促進を図るなどの工夫をしています。また、子どもたちからの意見や要望が具体的に実現されるように各館で努力もしています。</p> <p>③ 半期ごとの総括会議や館長会議などの意見交換を行う機会があります。この中で計画の見直しが行われたり、各館の動向・利用者の要望などの情報を共有したりして、相互の活動内容の向上に役立てています。</p>		

IV. 計画の策定と着実な実行

1 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる		
1 取り組み期間に応じた課題・計画を策定している		
1. 理念・ビジョンの実現に向けた中・長期計画を策定している		○
2. 年度単位の計画を策定している		○
3. 短期の活動についても、計画的（担当者・スケジュールの設定など）に取り組んでいる		○
2 多角的な視点から課題を把握し、計画を策定している		
1. 課題の明確化、計画策定の時期や手順があらかじめ決まっている		○
2. 計画は、サービスの現状（利用者意向、地域の福祉ニーズや事業環境など）を踏まえて策定している		○
3 着実な計画の実行に取り組んでいる		
1. 計画推進の方法（体制、職員の役割や活動内容など）を明示している		○
2. 計画推進にあたり、目指す目標と達成度合いを測る指標を明示している		○
2 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる		
1 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる		
1. 事故、感染症、侵入、火災、自然災害などの事例や情報を組織として収集し、予防対策を策定している		○
2. 事故、感染症、侵入、火災、自然災害などの発生時でもサービス提供が継続できるよう、職員、利用者、関係機関などに具体的な活動内容が伝わっている		○
3. 利用者の負傷等に対応する傷害保険に加入している		○
4. 賠償すべき事故に対応する損害賠償保険に加入している		○
【講評】		
事業実施、利用者の安全対策に計画的に取り組み、定期的に見直し改善する仕組みがあります		
① 法人では、総括会議を計画会議と位置づけて年度途中と年度末に実施し、各館の年間の事業計画の策定、見直しについての意見交換を行っています。併せて半期ごとに理事会にも事業の報告がされ、各館の状況を把握することで、法人としての課題を分析して明確化し、理事会として方針の発信が行われる仕組みになっています。		
② 各館で年間活動の役割分担表が作成されて、担当者が中心になって事業を進めています。利用者アンケート、地域からの要望などを資料として振り返りを行い、次回の課題などを明らかにして計画の立案を行っています。		
③ 防災、防犯、感染症等のマニュアルを策定し各館に整備しています。また、万が一のケガや賠償すべき事故に備えて、傷害保険や賠償責任保険にも加入しています。		

V. 職員と組織の能力向上

1 事業所が目指している経営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる		
1	事業所にとって必要な人材構成にしている	
	1. 事業所の人事制度に関する方針（人材像、職員育成・評価の考え方）を明示している	○
	2. 採用に対する明確な基準を設けている	○
2	職員の質の向上に取り組んでいる	
	1. 職員一人ひとりの能力向上に関する希望を把握している	○
	2. 事業所の人材育成計画と職員一人ひとりの意向に基づき、個人別の育成（研修）計画を策定している	○
	3. 職員一人ひとりの個人別の育成（研修）計画に基づいて、必要な支援をしている	○
2 職員一人ひとりと組織力の発揮に取り組んでいる		
1	職員一人ひとりの主体的な判断・行動と組織としての学びに取り組んでいる	
	1. 職員の判断で実施可能な範囲と、それを超えた場合の対応方法を明示している	○
	2. 職員一人ひとりの研修成果を、レポートや発表等で共有化に取り組んでいる	○
2	職員のやる気向上に取り組んでいる	
	1. 事業所の特性を踏まえ、職員の育成・評価・報酬（賃金、昇進・昇格、賞賛など）が連動した人材マネジメントを行っている	○
	2. 就業状況（勤務時間や休暇取得、疲労・ストレスなど）を把握し、改善に取り組んでいる	○
【講評】		
様々な手立てで職員が能力を発揮し、理念の実現に向けて働くことができるようにしています		
① 「法人大綱」の趣旨に共感し、共に働くことができる職員を採用したいことから、「法人大綱」で大切にしている「児童の権利条約」や「子どもの主体性」などをテーマにしたレポート試験や役員による面接を実施して、人物像や子ども観を確認しています。		
② 法人には独自の職員ヒアリングシートがあります。1年間の仕事について自己評価と他者評価が記入できるようになっています。職員に対して館長による面談を実施するとともに、職員は別の館の館長に相談できる仕組みを設けてあり、職員の意向や仕事上の悩み、意見などを吸い上げることができる体制をつくっています。		
③ 職員と館長との繋ぎの役割として主任制度を設けています。法人主催の主任研修や児童館学童連盟の中堅研修、児童健全育成推進財団の研修の受講を勧めるなど、適切な働きができるようにサポートしています。		

VI. サービス提供のプロセス

1 サービス情報の提供

1 利用者や地域住民に対してサービスの情報を提供している

1. 利用者や地域住民が入手できる媒体で、事業所の情報を提供している	○
2. 利用者や地域住民の特性を考慮し、提供する情報の表記や内容をわかりやすいものになっている	○
3. 事業所の情報を、行政や関係機関等に提供している	○
4. 放課後児童クラブの利用が困難な場合には、理由を説明したうえで、他の相談先紹介など支援の必要に応じた対応をしている	○
5. 事業所の利用促進につながるように創意ある広報活動がおこなわれている	○

【講評】

利用者の特性に応じた児童館情報の発信やニーズに即した情報提供を行っています

- ① 乳幼児親子向け、小学生向け、中学生・高校生世代向け、地域の方向けと、対象に応じて内容や表記を書き分けた児童館ニュースを発行しています。小学校は全生徒に配布、町内会には回覧板による回覧を行っています。近隣に児童館がない別学区の町内会にも回覧で情報を発信して利用を促しています。ニュースはホームページでも見ることができ、こまめな更新も行われています。
- ② 中学校、高校とは中高生と赤ちゃんとのふれあい事業がきっかけでポスターなどを掲示してもらえる関係ができています。児童館の取り組みや活動をまとめたポスターを作成し、小学校、中学校、高校に掲示しています。
- ③ 保護者にとっては子育て支援活動の選択肢の多さや内容が充実していることが大切であり、その繋ぎ役を担うのも児童館の役割であると考えています。そのため、児童館の乳幼児親子向け活動が全部載っているチラシや地域の子育て関係団体の情報が掲載されたチラシを作成して配布するなどの情報発信を行っています。長期休みで館内が込み合う状況や曜日での使い勝手などで、保護者の選択肢を増やすことに役立っています。

2 サービスの実施

1 遊びの環境整備を行っている

1. 遊ぶ際を守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められている	○
2. 乳幼児から中高生までの児童すべてが日常的に気軽に利用できる環境がある	○
3. 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している	○
4. 幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されている	○

【講評】

子どもの主体性が発揮され、異年齢の交流が行われる環境づくりを進めています

- ① 基本的な児童館のルールは決まっていますが、子どもたちの意見や遊び、生活の様子から必要な変更を随時行う柔軟な体制で運営しています。また、意見箱に寄せられた子どもの意見から変更を検討することもあります。ルールは子どもたちが確認できるように館内に明示されています。
- ② 乳幼児親子から中学生・高校生世代の児童までの様々な世代の利用があります。畳敷きのままごとセットが設置された場所や、中高生のマンガやソファがセットされた場所などちょっとしたコーナーが用意されています。各世代の専用コーナーとはせず、誰もが使える場として設定して交流の促進を図っています。
- ③ 子どもたちの要望で外遊びの行動範囲を広げたり、物品の購入を行ったりしています。バスケットゴールや鏡、ウレタンマットなどは中高生世代の子どもたちからの要望によるもので、自ら関わった模擬店の収益で設置されました。また、近所の公園まで出かけたり、隣接する団地のスペースを利用したりすることも子どもたちの声からによるものです。

2	乳幼児と保護者への対応を行っている	
	1. 乳幼児と保護者が日常的に利用している	○
	2. 乳幼児活動が年間通じて実施されており、その内容が参加者のニーズに基づいたものになっている	○
	3. 保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している	○
<p>【講評】 乳幼児子育て家庭のニーズをとらえ様々な角度から支援をしています</p> <p>① 子どもの発達の度合いや親子のニーズによって選択が可能なように、年齢別の登録制クラブ、自由参加の遊びのひろば、いつでも利用可能なフリースペースなど様々なプログラムを実施しています。</p> <p>② 上記のプログラムの他にも、外部講師による子育て相談会の実施や3歳以上児を対象としたクラブを夕方から実施しています。これにより幼稚園、保育園に通う子どもの利用を可能にするなど、利用者ニーズに即したプログラムの実施に努めています。</p> <p>③ 母親自らが主体的に運営し、様々なプログラムを楽しむ母親クラブの支援を行っています。母親クラブでは、フリーマーケットの開催やまつりへの参加・協力などで地域や児童館に還元しています。</p>		
3	小学生への対応を行っている（核となる児童館活動）	
	1. 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している	○
	2. 職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている	○
	3. 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深め合える取り組みが行われている	○
	4. 行事やクラブ活動が、日常活動とのバランスや児童の自主性・社会性を育てることを意識して企画されている	○
<p>【講評】 子ども一人ひとりの状態の把握、様々な人との交流機会も意識した活動を行い、子どもの自己肯定感等を高めています。</p> <p>① 子どもの来館時には、視診を行って一人ひとりの様子を把握します。職員は子どもたちの日々の様子を日誌に書き込んでいます。介助ボランティアやアルバイトは「スタッフノート」を一人一冊持って記入しています。これらの情報は職員会議や学習会で意見交換をしたり、共有したりしています。子どもたちの日常の遊びや生活の場面では、このような情報を意識しながら見守る姿勢を基本としています。</p> <p>② 国籍や障害の有無にかかわらず利用する子どもの姿があります。近隣に大学留学生の寮があり、外国籍のボランティアの関わりがあります。そのため、子ども達との文化交流企画も実施されています。</p> <p>③ クラブ活動や遊びの教室では、全てに地域のボランティアの関りがあります。放課後児童クラブ登録児童も自由来館児童も一緒に取り組み、その成果を持って地域で披露したり、交流したりすることで、自己肯定感や自己有用感、社会性を育てる一貫にもなっています。</p>		

4 中学生・高校生世代への対応を行っている	
1. 日常的に中学生・高校生世代の利用がある	○
2. 中学生・高校生世代が自主性や社会性を養えるような活動を継続して実施している	○
<p>【講評】 中学生・高校生世代の居場所となり、児童館との継続的な関りが循環しています</p> <p>① 平日は夕方5時以降を中学生・高校生世代（以下、中高生世代と表記します）が自由に利用できる時間としています。また、毎月3回程、土曜の夜を夜間開放として20時まで利用できるようにしています。夜間開放の際は食事をつくったり、職員とおしゃべりをしたり、児童館まつりなどの行事への参加のために準備をしたりして楽しんでいます。</p> <p>② 中高生世代の子どもたちには合宿での卒館式も行っています。一人ひとりに文面の違うオリジナルの卒館証を渡し、家庭向けの手紙も用意しています。この卒館式は、子どもたちに利用者としての関わりに一区切りをつける意味からも大切な行事として取り組んでいます。</p> <p>③ 子どもたちが児童館のOB・OGとなってからも活動に関れるような、ボランティア育成の視点も持った事業を行っています。中高生利用で育った子どもたちが大学生スタッフとして支える側になり、子どもたちのあこがれの存在になるという循環が生まれています。</p>	
5 子どもの権利を尊重した支援を行っている	
1. 子どもの意見を述べる場や意見を生かす事業が提供されている	○
2. 子どもからの相談に日常的に対応できる雰囲気がある	○
<p>【講評】 子どもの意見、自主的な活動を尊重した運営を心がけています</p> <p>① 小学生は一年を通じておばけやしき、キャンプ、クリスマス会などの実行委員会形式を取った行事を行って意見表明などの主体的な関りの場面を作っています。中高生世代は夜間開放利用の子どもたちが、定期的に「中高生会議」を実施してやりたいことを話し合っています。また、ご意見箱を設置し、誰もが気軽に意見を表明できるようにしています。</p> <p>② 職員は、日常的に子どもたちが話しかけたり、相談したりしやすい雰囲気づくりを心がけています。職員は個々の関りの中で話を聞いたり、気になる子どもについて見守ったりしています。その子どもたちの様子は朝礼や職員会議などで共有して対応しています。</p>	
6 配慮を要する児童・家庭への支援を行っている	
1. 保護者からの相談に日常的に対応できる体制がある	○
2. 障害のある児童の利用に対応する支援策が整っている	○
3. 虐待を受けている疑いのある子どもの情報を得たときや、虐待の事実を把握した際には、組織として関係機関に連絡し、その後も連携できるような体制を整えている	○
<p>【講評】 利用児童・家庭の状況に応じた適切な対応をするための関係機関との連携体制があります</p> <p>① 保護者からの日常的な相談は、いつでも受けとめる体制があります。また、近隣で実施される子育てサロンに職員が出向き、活動の中で相談を受ける場面もあり、地域のニーズや困りごとを把握する機会にもなっています。乳幼児クラブでは、保健センター職員が月1回児童館に来館し、専門的に相談に応じる機会も持っています。</p> <p>② 障害のある子どもについては、担当の非常勤職員の雇用や介助ボランティアを配置して、家庭や学校と連携しながら支援しています。中高生世代になっても引き続き利用をしてもらえるように、その世代になっても楽しめる和太鼓やスポーツなどのプログラムを設定して取り組んでいます。施設長は放課後児童クラブの卒所以降も、自由来館利用を促すことで継続的な関わりが持てるのが児童館の強みだと考えています。</p> <p>③ 利用者が、行政から相談員が派遣される「ほっこり子育て相談会」や、乳幼児クラブでの「フリートーク」、「茶話会」などで相談したり、話をしたりすることで虐待の予防に繋がっています。また、児童館は、地域子育て支援ステーション事業の会議での保育所や民生児童委員等との繋がりや、小学校等との連携により、気になる家庭や子どもの情報交換が可能になっています。</p>	

7 地域の児童の育成環境づくりを行っている	
1. 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している	○
2. 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている	○
3. 児童館運営協議会等を設け、地域住民と共に育成環境づくりを検討する機会がある	○
<p>【講評】 児童館がない地域の子育て環境も視座に入れたネットワークづくりに取り組んでいます</p> <p>① 地域子育て支援ステーション事業で、学区社協、保育所、民生児童委員等との連携による子育て支援活動を行っています。また、児童館がない学区のために学区を超えた子育てサロンのサポートを行っています。</p> <p>② 地域住民が意見交換を行う場として、上記の子育てサロンを行っている3学区の地域団体に、サロン交流会議を意図的に創出しています。また、3学区の地域役員（学区社協、民生児童委員、主任児童委員、少年補導委員など）を中心に「たかつかさ子育てネットワーク会議」ができています。大規模な子育て講演会やまつりなどを実施することで、地域住民の子育てに関する意識の醸成や、子どもの安全に繋げることを目的としています。</p> <p>③ 児童館運営協議会はありませんが、上記の「たかつかさ子育てネットワーク会議」は各学区間の情報交換やイベントの協働実施をとおして、広域的に子どもたちの育成環境について検討できる場になっています。</p>	

3 サービスの開始・終了時の対応【放課後児童クラブ併設の場合のみ該当】	
1 サービスの開始にあたり保護者に説明し、同意を得ている	
1. 放課後児童クラブ利用の開始にあたり、基本的ルール、重要事項等を保護者の状況に応じて説明している	○
2. 放課後児童クラブの内容について、保護者の同意を得るようにしている	○
3. 放課後児童クラブに関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している	○
2 サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている	
1. 放課後児童クラブ利用開始時に、子どもの支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している	○
2. 放課後児童クラブ利用開始直後には、子どもの不安やストレスが軽減されるように支援を行っている	○
3. 放課後児童クラブ利用の終了時には、子どもや保護者の不安を軽減し、支援の継続性に配慮した支援を行っている	○
<p>【講評】 放課後児童クラブの利用開始時・終了時には、子どもや家庭の立場に立って十分な配慮を行い、できるだけ子どもや保護者の不安を取り除くように様々な配慮をしています。</p> <p>① 放課後児童クラブの利用開始にあたっては入会説明会を実施し、災害時の対応やケガが起きたときの対応等、マニュアルを元に保護者に十分説明し、同意を得るようにしています。</p> <p>② 放課後児童クラブの利用開始直後には全体懇談会を実施し、仲間作りや帰宅ルートの安全確認、有事の際の連絡方法の確認等を行い、子どものストレスが軽減されるように支援を行っています。</p> <p>③ 放課後児童クラブの卒会時には児童館事業の案内を行い、自由来館児童として継続的に支援できるように配慮しています。</p>	

4 特に配慮を要する児童・家庭の個別状況に応じた計画策定・記録

1 定められた手順に従って情報収集、分析および課題設定を行い、子ども・家庭の課題を理解した個別の支援を計画している

1. 配慮を要する子どもや保護者の心身状況や生活状況、ニーズ等を、明示する手続きを定め、記録し把握している	○
2. 支援の計画は定期的見直しの時期と手順を定めている	○
3. 個別の支援内容は、子どもの様子や保護者の希望を尊重して計画的に作成されている	○
4. 計画を保護者にわかりやすく説明している	○
5. 配慮を要する子ども・家庭の支援について、関係機関との連携を図っている	○
6. 配慮を要する子ども・家庭の支援に向けて、職員の勉強会・研修会を実施し理解を深めている	○

2 子どもに関する記録が行われ、管理体制を確立している

1. 配慮を要する子ども一人ひとりに関する情報を過不足なく記載するしくみがある	○
2. 計画に沿った具体的な支援内容と、その結果子どもの状態がどのように推移したのかについて具体的に記録している	○

3 配慮を要する子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している

1. 計画の内容や個人の記録を、支援を担当する職員すべてが共有し、活用している	○
2. 子どもや保護者の状況に変化があった場合の情報を職員間で共有化している	○

【講評】

特に配慮を要する児童・家庭の状況については、記録を元に職員間で情報を共有し、関係機関と連携しつつ支援にあたっています。

- ① 特に配慮を要する児童・家庭の状況については、毎年、児童票や就学支援シート等を記入してもらい、関係機関と連携を取り、それぞれの児童・家庭の状況にあった方法を模索しつつ支援にあたっています。
- ② 特に配慮を要する児童については、日誌、スタッフノート、個人懇談記録等で記録を取り、月1～2回の職員会議や年2回の総括会議で支援の進捗状況を確認しています。
- ③ 配慮を要する児童の状況等に関する情報については、職員間で記録を回覧すると共に、朝礼や職員会議等の場で共有化しています。

5 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重

1 子どものプライバシー保護を徹底している

1. 子どもに関する情報（事項）を外部とやりとりする必要がある場合には、保護者の同意を得るようにしている	○
2. 子どもの羞恥心に配慮した支援を行っている	○

2 サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、子どもの意思を尊重している

1. 日常活動の中で子ども一人ひとりを尊重している	○
2. 子どもと保護者の価値観や生活習慣に配慮した支援を行っている	○
3. 子どもの気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止対策を徹底している	○
4. 子どもの権利擁護のための規定が定められ、公表されている	○

【講評】

子どものプライバシー保護等個人の尊厳や権利が尊重されています。

- ① 子どもに関する情報を外部とやりとりする必要がある場合には、個人情報保護規定に則り、保護者の同意を得るようにしています。
- ② 子ども同士のトラブルの際は、内容や子どもの性格、現場の状況等を踏まえて、静かな部屋や事務室に移動するなど、子どもの羞恥心に配慮した支援を行っています。
- ③ サービスの実施にあたっては、法人職員全員が作成に携わった法人大綱に常に立ち返り、子ども一人ひとりの意思を尊重し、尊厳を守り、子どもと保護者の価値観や生活習慣に配慮した支援を行うよう心掛けています。

6 事業所業務の標準化

1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている	
1. 手引書(基準書、手順書、マニュアル)等で、事業所が提供しているサービスの基本事項や手順等を明確にしている	○
2. 職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している	○
2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている	
1. 提供しているサービスの基本事項や手順等は変更の時期や見直しの基準が定められている	○
2. 提供しているサービスの基本事項や手順等の見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案、子どもの様子を反映するようにしている	○
3. 職員一人ひとりが工夫・改善したサービス事例などをもとに、基本事項や手順等の改善に取り組んでいる	○
3 さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している	
1. 打ち合わせや会議等の機会を通じて、サービスの基本事項や手順等が職員全体に行き渡るようにしている	○
2. 職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している	○
3. 職員一人ひとりのサービス提供の方法について、指導者が助言・指導している	○
4. 職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている	○

【講評】

事業所業務の標準化を進めるために様々な取組を行っています。

- ① 児童館で提供しているサービスの基本事項や手順等は、職員会議や総括会議で日々見直しています。また、京都市児童館活動指針が改訂される都度、新たな視点をサービスに取り入れています。見直しに際しては、保護者懇談会や子育てネットワーク会議における意見や、活動ごとのアンケートを反映するようにしています。
- ② ホームページ更新の手引きや遊び企画シートの作成など、職員一人ひとりの工夫・改善を元に、業務の標準化や効率化に取り組んでいます。
- ③ 業務の水準を確保するために、職員に研修の機会を提供したり、相談を受けて助言する役割の職員を配置するなど、様々な取組を行っています。

VII. 情報の保護・共有

1 情報の保護・共有に取り組んでいる	
1 事業所が蓄積している経営に関する情報の保護・共有に取り組んでいる	
1. 情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス権限を設定している	○
2. 収集した情報は、必要な人が必要なときに活用できるように整理・管理している	○
2 個人情報、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえて保護・共有している	
1. 事業所で扱っている個人情報の利用目的を明示している	○
2. 個人情報の保護について職員（実習生やボランティアを含む）が理解し行動できるための取り組みを行っている	○
<p>【講評】 個人情報の管理と利用が適切に運用できるように手立てを講じています</p> <p>① 法人規定や任務分掌により、アクセスが可能な情報を設定しています。各館とも放課後児童クラブ登録児童、家庭の個人情報を保有しているため、それぞれ鍵のかかる保管庫に整理して管理し、必要に応じて職員が利用できるようになっています。</p> <p>② 個人情報の利用などに関する規定は、個人情報保護マニュアルや放課後児童クラブのしおりに明示されており、事前に利用者に説明がされています。</p> <p>③ 新人職員等に対してはマニュアルやオリエンテーションを通じて、個人情報の重要性とその保護について説明をしています。また、職員には「守秘義務」に関する誓約書を課し、その意識付けを図っています。</p>	

総評

■特に良い点

ポイント1	法人の理念の実現のために職員のマネジメントに力を入れ、人材の確保に努めています
	<p>法人では所管各館の職員一人ひとりが、やる気や働きがいを持って子ども等の支援に向かえるように、職員のマネジメントの一環として独自の職員ヒアリングシートを策定しています。自己評価で自分を振り返ると同時に、他者評価として同僚や先輩職員からアドバイスや励ましの言葉をもらうことで、本人のモチベーションの向上や目標の再設定に繋がっています。また、このシートを基に館長による面談を実施するとともに、職員は別の館の館長に相談できる仕組みがあることで、職員の意向やストレスなどについて吸い上げ、館長会等での調整が図られるようになっていきます。このことは職員の働きやすさを維持し、在職年数の長さにも表れているものと思われれます。</p>
ポイント2	児童館の特長でもある「切れ目のない支援」を大切にして活動に取り組んでいます
	<p>0歳児親子から高校生世代の児童までが利用でき、切れ目のない支援が可能な児童館の特長を大切にして活動に取り組んでいます。3歳以上児を対象とした、午後に実施する乳幼児クラブや夜間開館などの中高生世代の活動の充実、児童館利用が途絶えがちな年齢の子どもたちの利用促進に繋がっています。さらに18歳以上となった子どもたちが大学生ボランティアやアルバイトとして携わる循環、地域住民の関わりも意識したプログラムの実施、日常にみられる多世代の自然な交流は、児童館ならではの活動・支援であり、今後もいっそうの充実が期待されます。</p>
ポイント3	児童館がない地域へのアウトリーチやネットワーク活動により、地域の育成環境づくりに貢献しています
	<p>児童館がない学区にも児童館ニュースの回覧を行って館の利用を促したり、子育てサロンのサポートをしたりすることで、子育て親子の支援の充実が図れるように努めています。さらに、地域の諸団体の役員で構成される「たかつかさ子育てネットワーク会議」を組織し、広域を対象とした講演会やまつりの実施、学区社協、民生児童委員協議会等との関係機関・団体の相互の情報交換や意見交換ができるようになるなど、地域の育成環境づくりの中核的な位置づけとなって貢献しています。</p>

■改善が望まれる点

<p>ポイント1</p>	<p>中・高校生世代を対象とした事業が、地域の多くの中・高校生世代のニーズにマッチしているかどうか、改めて見直すことが期待されます。</p>
	<p>中高生と赤ちゃんとの交流事業や、毎週土曜日の夜間開館など、たかつかさ児童館では中・高校生世代を対象とした事業に力を注いでいます。しかしながら、その参加者が年々減少しているため、利用者の確保が課題となっています。①内容が地域の多くの中・高校生世代のニーズや感性にマッチしているか。②参加メンバーが固定していて、新たに参加しにくい状況になっていないか。③子どもたちが主体的に作り上げる場になっているか。④他の世代や地域との関わりが持っているか。等の観点から見直し、児童館ガイドラインや全国の先駆的な事例等も参考にしつつ、更に改善していくことが期待されます。</p>
<p>ポイント2</p>	<p>子どもが主体的に活動を作り上げるのを支援したり、子どもの意見を館の運営に反映させたりする、一歩進んだ活動を期待します。</p>
	<p>たかつかさ児童館では、職員が受容的に子どもの意見に耳を傾けており、行事の際には実行委員会が組織され、館内には意見箱が設置されています。しかしながら、そこから更に一歩進んだ、子どもたちが主体的に「やりたい」と思うことを実現させていくような活動や、そのための仕組みが十分ではありませんでした。「中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。」「子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に活かせるように努めること。」など、児童館ガイドラインに「児童館の活動内容」の一つとして示されている「子どもが意見を述べる場の提供」の意味を再考し、今後の活動に反映させていくことが期待されます。</p>